

盤を確立していくとともに、地方公共団体間の連携や外部資源の活用を積極的に進めていくことが重要であると考えております。

また、地方公共団体が持続的な形で行政サービスを提供していくためには、その裏づけとなる税財源が不可欠でありまして、こうした観点からは、地方税や地方交付税など、地方が自由に使える安定的な税財源基盤を確保していくことが重要だというふうに思っております。

結論といたしましては、総務省としては、地方公共団体が置かれた実態に即して自立した行政運営ができるよう、法律や予算などさまざまな政策手段を総動員して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○高木(啓)分科員 地方自治体が自主的そして主体的に取り組む、主体的にあるべきだというのが一つのキーワードだと私は思っています。

私は、ずっと地方議員をやっていましたので、やはり、地方は活力を持つことと、それから、できるだけ自立した地方自治体を目指していく、これは原理原則だと思っております。

そのために、では国の役割は何なのかということが一方で問われるわけですが、地方が自主的、自主的、そして活力を持つて主体的にいろいろな事業に取り組んでいくためには、やはり権限と財源とそして事務事業というのがセットで、一体でなければならぬと思っております。つまり、地方分権一括法もそうでありまして、そうした一つのパッケージの中で権限移譲を行い、そして、税財源の移譲、そして事務をとり行うための権限、そういったものが一つのパッケージとして地方に受け渡されていかなければならないんだらうと思うわけでありまして。

これは一つの研究テーマだと思っておりますが、私は地方議会にいくときにずっと地方税法というのに非常に興味を持っておりまして、地方税法、地方がその地域の住民に対して課する税金というのが、地方で課税自主権があるにしても、基本的にはほとんど全てが地方税法の世界の中で行われ

ている。つまり、地方税法というのは法律でありますから、当然、国会がこれを決めるわけでありまして、課税自主権とはいいなながらも、なかなか地方には、そうした税に対する権限というのは限られているというふうに思っております。

中で一つ象徴的なのは、この間ずっと激しい議論が行われていましたけれども、やはりゴルフ場利用税というのは、一つの研究テーマとして私は格好の材料だと思っております。

このゴルフ場利用税は、もうずっと議論されていきますから内容については省きますけれども、これは地方税法第四条の第二項に書かれている法定普通税ということになっていきます。

ゴルフ場利用税の議論は、一つには、スポーツに課税をするということがいいのかどうかというのがずっとテーマとしてあって、もう一方では、既に税目として、財政の、収入に占める割合が大変多いので、それを廃止されたら困るということのせめぎ合いだったと思っております。これは幾ら議論しても多分平行線で、交わるところは私はないと思うので、ですから、自民党税調の中でも、将来的に議論をしていく課題というふうに取りまとめを行われたと思っております。

地方税法の第四条の二項というのは、先ほど小倉政務官も御答弁された地方の主体性とかあるいは自立とか、そういうことを考えたときに、課税自主権ということを考えたときに、ゴルフ場利用税のような、こういういわゆる、もとをたせば娯楽施設利用税で、消費税と同時に全ての娯楽施設利用税は、ゴルフ場利用税以外は全部廃止をされて、ゴルフ場利用税だけ残ったんですけれども、こういうものが、取らなければならぬ、課税しなければならぬ、いわゆる法定普通税として、課税自主権がある意味では制限をしながら地方税法の中でずっとこれが残っているということ

は、本当にこれは地方自治にとってふさわしいのかどうかということを私はずっと考えておりました。

その点について、御見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

○野田国務大臣 お答えいたします。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が道路整備など地方団体の行政サービスに密接な関係を有していることや、その利用者に十分担税力が認められることなどに着目して課税されるものであり、特に過疎地域など財源に乏しい市町村の貴重な財源になっている事実があります。

現行のゴルフ場利用税では、法律上、統一した課税方式のもと、制限税率が千二百円ですが、負担の上限が定められています。しかしその一方、都道府県の判断によって、ゴルフ場の整備の状況等に応じた多様な税率設定ができるなど、地方団体の自主性に十分な配慮がなされているほか、地方税としてふさわしい応益性等も有することから、引き続き、全国共通の法定税として位置づけられることが適当と考えています。

自民党のこのゴルフ場に関する議論というのはずっと長らく続いていて、ただ、問題になるのは、地方の自由任せればよいという議論よりは、なくした方がよいという議論がある中で、これまでは、地方自治を進めるに当たって必要な、特に財政の脆弱な過疎にとっては大変大きな収入源であるということ、私も維持していただきたいという意見を聞いてきたところで、

○高木(啓)分科員 私は、ゴルフ場利用税はなくさない方がいいと実は思っています。なくさない方がいいんです、この税金は。なくさないで、地方に、課税をするかしないかということを考えていただく方がいいと思っております。それが地方自治だということについては私は思っています。

ですから、地方税法の第四条の二項に今あるんですが、これを第四条の三項に移していただくということが、私は、本来の地方分権としては一番いい方法だと思っております。

つまり、それは何かというと、課することができるといふ任意税にしたいだということだと思います。そうしますと、課税をしなくてもいい自治

体、そして、私のところは絶対に課税をしなければだめなんだという自治体、それぞれ出てくると思います。これは基本的には都道府県税ですから、都道府県でそれが決まると思っております。

そして、そのことを、仮にA県は課税をしまさず、B県は課税をしませんといったときに、ゴルフ場の利用者は、A県に行ったら課税されたけれどもB県に行ったら課税をされなかったといったら、多分、A県は何で課税をしているんだという話が出てくると思っております。逆に言えば、B県はなぜ課税をしなくていいんだという議論が出てくると思っております。そのときに、地方自治体が、いや、我が県はこれこれこういう理由だから課税をしななければならぬんだということを説明することが、本来の地方分権であり、地方の役割だと思っております。

ですから、野田総務大臣がお答えになられたことはまさにそのとおりなんですけれども、一律に課税をするということ、逆に言うと、地方が楽をしているんだと私は思っています。一律に課税をするということ、いや、これは税法で決まっているから税金を取らんだというのとは一番簡単な方法です。

しかしながら、地方が、本当にゴルフ場の利用者、我が県はこれこれこういう理由だから課税をしななければならぬんだということを御納得いただく努力を今までしていないわけですから、そのことをしていただくということの方が、私は、地方の自立性であり自主性であり、地方分権にかなっているというふうには実はずっと思っていました。

ですから、真の意味で、地方を自主的に、そして自主性を持って自治体運営していただくということ、国の方で、そして総務省で、それを一つの考え方として導いていただくということがありとすれば、一つの例を出したけれども、ゴルフ場利用税のようなものは、課税自主権という考え方で、ぜひ地方に、本当に課税をするのかしないのかというのを地方で判断をしていただけたま

せんかというふうには私はずいぶん方向性として持っていたらいいかと思うんですが、御答弁だけですか。

○野田国務大臣 おっしゃっていることはそのとおりであります、実際には、このゴルフ場の利用税につきましては、先ほど申し上げたように、多様な税率設定は任せてあります。

例えば、高知県などというのは、ゴルフ場によって七十円しか取らないところもあれば千円取るというふうには、それは地方の裁量に任せているところがあるので、事実上、七十円というところ、標準が八〇円とセットしている中で相当めり張りがついた設定になっているということもあり、私としては、今の段階でも相当地方には裁量を委ねているところがあると思うので、今後、引き続き、税のあり方というのは大変幅広く、大きな、そしてたくさんの方々の費用があるわけですから、しっかりと、自由にしたところ自治体の財源がしっかりと担保できず住民生活を守り守れなくなるということでも相なりませんので、検討していかねばならないと思っております。

○高木(啓)分科員 ありがとうございます。ぜひ、地方を育てていくというか、地方を強くしていくという視点で、引き続き御検討いただければ大変ありがたいと思っております。

今、総務大臣がおっしゃられた不均一課税の話です。一つの税の中で上げたり下げたりということ、あるいは、例えば高齢者に対する割引をしたりとか、子供たちは減額をしますよ、不均一課税。それも一つの方法で、今の第四条二項の中でそれをやられている。

私が言っているのは、それもいいですけれども、もう一方で、任意税にしたいというところも、一つの検討の課題として、ぜひ頭の片隅に置いていただければありがたいと思っております。

もう一つ、地方分権改革で忘れてはならないのは、やはり、地方議会の権能強化だと私は思っています。

地方自治は二元代表制でありますから、執行機

関と議会というのはそれぞれが住民に選ばれているわけでありまして、ところが、私は長年地方議会におりましたのでよくわかるんですが、その権能に弱い面というのが非常にありまして、それはやはり調査能力と、そして条例制定のための研究とか課題の整理だとか、そういうことに対しては非常に弱い面があります。

それは、一つには、やはりスタッフが足りないということもあると思っております、地方議会の権能の強化ということに対して、総務省としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。憲法九十三条で、地方公共団体に議事機関として議会を設置する、長と議会の議員は住民が直接選挙する、こう決めてあります。

実は、国際的に見ますと、日本の地方議会というのはかなり強い権能を持っているというふうに考えております。

もちろん、長は執行機関として、予算編成とか財産管理とか、統括代表権も含めて持つておりますが、議会の方は、先生御指摘のように、条例の制定、改廃という肝を握っておりますし、それから、地方税の賦課徴収に係る議決権、予算の決定ということ、議会は団体の意思の決定をすることになっております。それから、予算の執行につきましても、契約議決だとか、いろいろな執行権に類いするところも地方議会としては持つています。

国際的に見ますと、そういう意味では、相当強い権能を持つていて、そういうふうには思っております。それからまた、長に対する不信任議決も、プレジデンシャルシステムをとりながら更に有しているということ、全体としては相当に強い二元代表制、車の両輪になってるんじゃないかというふうにも思っております。

○高木(啓)分科員 今のお話は、制度として強い権能を持つていて、ということだと思っております、確かにそのとおりなんです。やはり一院制の議会というのは強いんです。ですから、歴史的中に見れば、民主主義というのは、三権分立の中

で、立法する議会というものに対する権限あるいは力、それを弱くするために二院制にしたという側面もあるわけですよ。ですから、民主主義における議会の権能とか権限というのは、今でもずっと議論は続いていると思えますが、一院制の議会は強いんです。

強いんだけれども、私が言っているのは何かというと、議員がどれだけ議会の中でその強い権限を行使できるだけの条件を持つてるかということとを申し上げているわけでありまして。

私は先ほどちょっとスタッフという話をしましたが、全国議長会は、従前から、スタッフの問題、いわゆる秘書を置くことができるという規定を自治法の中に入れてもらえないだろうかということとをずっと議論してきましたし、あるときはそれが表に出てきたこともありまして。

こういった、地方議会に、全ての議会じゃないですよ、置くことができるですから、選択制にしていたらいいと、秘書を、我々議員に対するスタッフを置くということが可能かどうか、あるいは、それに対する見解があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○山崎政府参考人 先生御指摘のように、都道府県議会議長会を中心にかなり議論されてまいりました。具体的に、平成十年には、公設秘書というものを置くべきではないかという要望も受けております。

そのときの議論でございますが、公設秘書の役割はどう考えるのか、つまり、議会の会期中、あるいは議会の活動としてのサポートをどうするかということ、それから、いわゆる政務の活動をどういうふうにかつまえるのかということがございました。それから、現にありますが、議事事務局との関係、役割分担をどう整理するのか。それから、人件費に係る公費負担の範囲をどういうふうにかつまえるのか。そういうこともございまして、議論が続きました。

現行、実は政務活動費になっておりますが、政務調査費というものがその議論の中で芽吹いてま

いりまして、今は政務活動費に落ちついている、こういう経過をたどっております。

○高木(啓)分科員 時間もありませんので最後に何うんですが、まさにそのとおりで、政務調査費が政務活動費になりました。ところが、政務活動費の問題については、今、全国でいろいろなことがニュースになるように、残念ですけれども、そういうことがよくニュースに出てきます。

私も都議会議員をずっとやっておりましたが、私たちが、実は都議会の時代に議論してきたのは、スタッフを置くことができれば政務活動費を全廃してもいいんじゃないかという議論すらありまして、そういうことも実は一つの考え方として議論をしてきたんですが、こういう点については政務活動費全廃でもいい、スタッフが置ければ、その点についてはいかがですか。これを最後の質問にします。

○橋主査 山崎自治行政局長、簡潔にお願いいたします。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、政務調査費で入りまして、平成二十四年に議員修正で政務活動費となつて、かなり幅広く使えるようになってございます。

そのときもやはり、先ほど申しましたように、公設秘書の関係も含めて議論になりました。各党各会派で御議論いただいてこの形になっております。そういう意味で、ここに恐らく議論を及ぼせるときには、各党各会派の御議論が必要になるかというふうには思っております。

○高木(啓)分科員 ありがとうございます。

○橋主査 これにて高木啓君の質疑は終了いたしました。

次に、黒岩宇洋君。
○黒岩分科員 おはようございます。無所属の会の黒岩宇洋でございます。
きょうは第二分科会、総務省所管ということで野田大臣にもお越しいただきました。きょうは憲法の改正手続ということで、これは議員立法